

腫瘍関連検査

悪性腫瘍 検査項目	肺	食道	胃	膵臓	大腸	肝臓	胆道	胆嚢	乳房	卵巣	子宮	膀胱	前立線	悪性腫瘍以外で高値となる主な疾患
AFP			○			●	○							肝炎、肝硬変、妊娠など
AFPLekチン分画						●								慢性肝炎、肝硬変など
BCA225									●					子宮良性疾患、妊娠
BFP	○	○		●		○	○			●	○	●		肝炎、肝硬変、胆道胆嚢炎、膵炎、肺疾患、再生不良性貧血など
BTA(尿)												●		膀胱炎、尿路感染症など
CA125	○		○	○						●	○			膵炎、子宮内膜症、月経期、妊娠など
CA15-3			○						●	○				乳腺良性疾患
CA19-9			○	●	○	○	●							肝硬変、胆嚢炎、膵炎など
CA54／61			○	○	○					●	○			良性卵巣腫瘍、粘液性嚢胞腺腫
CA602										●	○			卵巣良性疾患、卵巣類内膜嚢腫
CA72-4			●	○	○		○	○	○	●	○			胆石症、膵炎
CEA	●	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○		肝炎、肝硬変、潰瘍性大腸炎、糖尿病、妊娠、ヘビースモーカーなど
DUPAN-2			○	●		●	●							肝炎、肝硬変
NCC-ST439	●		●	●	○	○	○	○	○					肝炎、胆道胆嚢炎、膵炎など
NSE	●													(溶血血清を用いて測定した場合)
PIVKA II						●								慢性活動性肝炎
Pro-GRP	●													胸膜炎、間質性肺炎、腎疾患
PSA													●	前立腺肥大
PSA -ACT													●	前立腺肥大、前立腺炎
PSA F/T比													●	前立腺肥大
phi (プロステートヘルスインデックス)													●	
SCC抗原	●	○									●			肝炎、呼吸器疾患、妊娠など
SLX抗原	●		○	●		○	●			●				肝炎、肝硬変、膵炎、糖尿病など
Span-1			○	●	○	○	●							肝炎、肝硬変、膵炎など
γ-Sm													●	前立腺肥大
エラスターゼ-1				●										胆石症、胆嚢炎、膵炎、糖尿病など
抗p53抗体		●			●				●					
シフラ	●	○								●				肝炎、肝硬変、胃十二指腸疾患、腎不全、糖尿病

腫瘍マーカー

●有用とされているもの ○比較的有效性が高いもの

腫瘍マーカーは、悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる者に対して検査を行った場合に、悪性腫瘍の診断の確定又は転帰の決定までの間に1回を限度として算定する。悪性腫瘍の診断が確定し、計画的な治療管理を開始した場合、当該治療管理中に行った腫瘍マーカーの検査の費用は悪性腫瘍性特異物質治療管理料に含まれ、腫瘍マーカーは、原則として悪性腫瘍特異物質治療管理料と同一月に併せて算定できない。

ただし、悪性腫瘍の診断が確定した場合であっても、次に掲げる場合においては悪性腫瘍特異物質治療管理料とは別に腫瘍マーカーの検査料を算定できる。

(1)急性及び慢性降炎の診断及び経過観察のためにエラスターゼ1を行った場合。

(2)肝硬変、HBs抗原陽性の慢性肝炎又はHGV抗体陽性の慢性肝炎の患者について、α-フェトプロテイン(AFP) 又はPIVKA IIを行った場合(月1回に限る)。

(3)子宮内膜症の診断又は治療効果判定を目的としてCA125又はCA602を行った場合(診断又は治療前及び治療後 の各1回に限る。)

(4)家族性大腸腺腫の患者に対して癌胎児性抗原 (CEA) を行った場合。

※CA125、CA602のうち2項目を併せて行った場合は、主たるもの1つに限り算定する。

※癌胎児性抗原 (CEA)、DUPAN-2を併せて測定した場合には、主たるもの1つに限り算定する。

※サイトケラチン19フラグメント(シフラ)は、悪性腫瘍であることが既に確定診断された患者については、小細胞癌を除く肺癌の場合に限り、悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定できる。

※ガストリン放出ペプチド前駆体 (ProGRP)を神経特異エノラ ゼ(NSE)と併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。

※I 型コラーゲンCテロペプチド (ICTP)、I 型コラーゲン架橋N テロペプチド(NTX)又はデオキシピリジノリン (DPD) (尿) は、乳癌、肺癌又は前立腺癌であ ると既に確定診断がされた患者について

骨転移の診断のために当該検査を行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、特定疾患治療管理料の悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」を算定する。

※PSAは、診察、腫瘍マーカー以外の検査、画像診断等の結果から、前立腺癌の患者であることを強く疑われる者に対して検査を行なった場合に、前立腺癌の診断又は転帰の決定までの間に原則

シアリルLeX 抗原(CSLEX)とCA15-3を併せて測定した場合は、主たるもののみを算定する。

※PSA F/T比は、診療及び他の検査(PSA等)の結果から前立腺癌の患者であることが強く疑われる者に対して行つた場合に限り算定する。

※可溶性インターロイキン2レセプター (sIL-2R)は、非ホジキンリンパ腫、ATL又はメトトレキサート使用中のリンパ増殖性疾患の診断の自的で測定した場合に算定できる。また、非ホジキンリンパ腫又はATLであることが既に確定診断された患者4に対して、経過観察のために測定した場合は、悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」により算定する。

※抗p53抗体は、食道癌、大腸癌又は乳癌が強く疑われる患者に対して行った場合に月1回に限り算定できる。

※尿中BTAは、膀胱癌であると既に確定診断がされた患者に対して、膀胱癌再発の診断のために行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、悪性腫瘍特異物質治療管理料の「イ」を算定する。

※HER2蛋白は、悪性腫瘍が既に確定診断され、かつ、HER2蛋白過剰発現が認められている患者又は他の測定法により、HER2蛋白過剰発現の有無が確認されていない再発癌患者に対して、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」を算定する。